

特集《知財教育》

フランスの知財教育

—フランス INPI の取り組み—

フランス INPI 知財研修責任者

フランス INPI プロダクトマネージャー

フランス INPI 経済活動部門

フランス模倣品対策全国委員会コーディネーター

ヨーロッパ知識移転協会 (EuKTS)

マネージング・ディレクター

Sébastien LEVAN

Caroline BIGOT

Stéphanie LEGUAY

Kristin SPECK



要 約

フランス INPI (Institut National de la Propriété Industrielle : フランス産業財産権局、「フランス特許庁」) は、CAPI (Certificat d'Animateur Propriété Industrielle : 知的財産推進者修了証) 研修コースを実施して、企業における知的財産に関わる人材の育成をしている。さらに、知財マスタークラスを新設して、革新的な中小企業の知財戦略の策定を支援している。

また、フランス模倣品対策全国委員会の事務局を運営して、一般消費者、公共部門及び民間企業の知財教育を通じて、知的財産の保護と模倣品対策に対する啓発活動を行っている。

さらに、EuKTS (ヨーロッパ知識移転協会) に協力して、知識移転の専門家の認証・証明を通じて、知識移転に関する研修の質の向上を目指している。

本稿では、上記の4つの側面から、知財教育に対するフランス INPI の取り組みを紹介する。

目次

I. CAPI —フランスで習熟した知財管理者になるために—

1. はじめに
2. CAPI とは何か
3. CAPI が必要な理由
4. 活動の内容
5. 今後のステップ

II. 知財マスタークラス—企業の知財戦略を改善するために—

1. 知財マスタークラスの紹介および目的
2. 知財戦略が必要な理由
3. プログラムの説明
4. マスタークラス開始から18ヶ月目の成果のフィードバック

III. フランス模倣品対策全国委員会による知財教育

1. はじめに
2. 公共部門の取り組み
3. 民間企業の取り組み
4. むすび

IV. 知識移転専門家のための公認および証明

1. EuKTS の紹介
2. 独自の証明・公認の枠組み
3. 8つのコア・コンピタンスに基づく EuKTS の多段階枠組み

4. EuKTS のメリット

5. 知識移転実務家のための EuKTS
6. 知識移転研修事業者のための EuKTS
7. 大学及び公的研究機関のための EuKTS
8. 公的機関、政府及び特許庁のための EuKTS
9. 民間企業のための EuKTS

I. CAPI —フランスで習熟した知財管理者になるために—

(フランス INPI 知財研修責任者 Sébastien LEVAN)

1. はじめに

フランス INPI の使命の1つは、知的財産の保護を促進し、かつ、知財研修コースを提供することである。INPI は、中小企業、大企業、法律事務所向けの、短期・長期を含む広範な研修コースを提供している。

受講者の知財に対する関心を高めるために、長期的目標に向かって、特別の研修プログラムが講師向けに用意されている。INPI の最も重要で（かつ最も有名な）研修コースは CAPI である。

2. CAPI とは何か

CAPI は、2003 年に、特に C.U.R.I.E. ネットワークとの協力の下に創設された。C.U.R.I.E. ネットワークは、フランスの公的機関の研究を活性化するための様々なエキスパート、例えば、技術価値評価、技術移転、技術革新のエキスパートを集約したものである。創設時の第 1 の関心は、フランス国内の労働市場のニーズに合うものを提供することだった。この目標は、現在も重要なものと考えられている。

CAPI 研修コースは、企業の経済及び技術開発のパートナー、研究所、中小企業等を対象としている。CAPI は知財管理推進者を育成するためのものと考えることができる。

実際に、CAPI は、研修受講者が企業戦略に知財を統合させる際に支援を行うためのものである。

CAPI の第 1 の目的は、受講者に、知的財産権、知的財産の法制度、および知財エキスパートと連携して企業に有用なツールとすることについて、意識してもらうことである。

CAPI の第 2 の目的は、受講者が知的財産に関する業務を処理できるようにすることである。例えば、知財管理は、企業の意思決定プロセスにおいて重要な手段であり、知財管理者は企業と知財エキスパートとの間のインターフェースと考えられるのである。

3. CAPI が必要な理由

CAPI を受講することにより、CAPI 修了者は以下のことが可能になる。

- * 知的財産の概要及び知的財産の法的枠組を理解する。
- * 企業の知財戦略の策定に参画し、革新的技術を認識し保護する機会を獲得する。
- * 企業の決定をサポートするために、特許性を有する発明およびそれを保護する機会に貢献する。
- * 商標、意匠、著作権に関する権利保護を取得するプロセスを実践する。
- * 保護対象の権利に関する手続及びその防衛に関するオーダーメイドのソリューションを提供する。
- * 知財ポートフォリオの戦略的な管理（企業の意思決定支援等）を継続することを確実にする。
- * 革新的プロジェクトに対する投資家の利益を尊重し保護するために、パートナーシップの実現可能性を評価し、ライセンス契約、秘密保持契約、研

究開発契約を適切に管理する、パートナーシップ戦略を構築する。

* 知財ポートフォリオ管理を確実にし、大学の認識を高め、研修セッションを提供し、企業全体の革新的活動に知財管理を含めることによって、企業の知財活動（危機、機会、コスト）を管理する。

4. 活動の内容

少なくとも 1 年に 1 回の研修を行う。研修では、10 ヶ月にわたって 2 日間の研修セッションが 9 回、合計 18 日行われる。

各セッションは、多様な研修の主題、例えば、契約法、知的財産権法、知財管理、ライセンス等を扱う。

さらに、CAPI 研修コースは、さまざまなバックグラウンドを持つ講師、例えば、大企業の知的財産部の部長、企業内弁理士や知財弁護士、INPI の技官や法務官の集合体によって実現されている。講師は、研修の主題、例えば、理論的ワークショップ、実務的ワークショップ、経験の共有等、に応じて、異なる教育法を用いる。

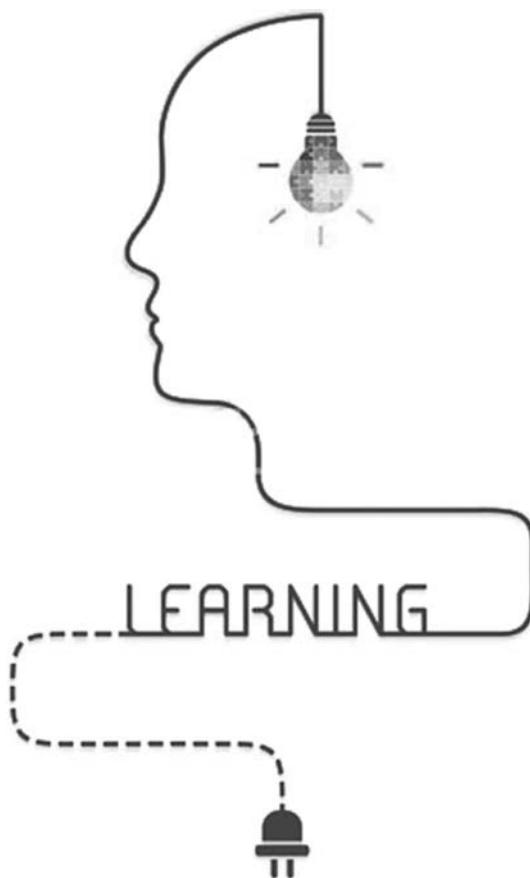
各研修セッションの終了時に、筆記試験により知識獲得のレベルが評価される。さらに、研修コースの終了時に、研修生の習得状況が、最終テスト（口述及び筆記）によって評価される。

CAPI 研修が始まってから昨年まで、15 の CAPI コースが実施され、237 名の研修生が最終テストに合格して、CAPI 修了証を取得した。2016 年には、さらに 11 名が CAPI を修了する予定である。

5. 今後のステップ

CAPI は、国際的な認識も求めており、我々は CAPI をヨーロッパ知識移転協会（European Knowledge Transfer Society）に申請したところである。ヨーロッパ知識移転協会の公認を取得すれば、CAPI 修了者は、フランスの証明書であってもヨーロッパ全体で認めてもらうことができる。

ヨーロッパ以外では、モロッコ特許庁（モロッコ商業商業財産権局）と協力して、モロッコの独自性を考慮しながら、CAPI モロッコ版を創設するために我々のノウハウを移転する予定である。モロッコ特許庁が CAPI と同様の 2 つのセッションを開始することを決定したことで、第 1 期 CAPI は成功をおさめたといえるだろう。⁽¹⁾



II. 知財マスタークラス企業の知財戦略を改善するための一

(フランス INPI プロダクトマネージャー
Caroline BIGOT)

1. 知財マスタークラスの紹介および目的

知財マスタークラスは、従業員数 4,999 名までの革新的企業のために企画された独自のプログラムである。その目的は、短・中期で知財行動計画を実現することにより、革新的企業の戦略および知財管理を最適化し、トップマネジメント及びその協力者を支援することである。知財マスタークラスは、企業の全体の戦略に関して、知財実務の構築または改善を支援することを意図している。

2. 知財戦略が必要な理由

INPI は、革新的企業のために、知財の認識の向上、研修および指導を進めていく予定である。

企業向け IP Pre-diagnosis (「知財診断」INPI による企業データ分析)に基づく 2012 年の INPI による研究の結果、大多数の企業は、手続や知的財産権などに関する知識を増やすことができたが、知財管理や企業のリソースおよびビジネスの特殊性に合わせて知財戦

略を構築することは難しいことが判明した。

実際に、設立したばかりの企業、中小企業または大企業のいかんにかかわらず、あらゆる企業は、知財を競争力向上のための資産とし、さらに、企業の目的、リソース及び活動分野に関連する戦略を開発できるようにしなければならない。

2013 年～2016 年のフランス政府の指針に従い、INPI は、新たなサービスを策定し、特に、単なる出願以上のものを望み、知的財産を利用する方法を理解することを望む企業のために研修を開催した。

その結果、知財マスタークラスが誕生したのである。

3. プログラムの説明

この研修は、参加企業は最高 10 社まで、6 カ月間のセッションとして構成され、6 日で以下の内容を実施する。

(1) 集合ワークショップ

2 日間で、知的財産法規、知財ツール、及び戦略的メカニズムを概説し、経験および適切な実務についての情報交換を促進する。

講師は、INPI のエキスパート、弁理士、企業の知財アドバイザーである。

(2) イノベーション管理の個別診断

半日は、各企業に 1 名の INPI のエキスパートが割り当てられ、企業で実施されている全体的戦略を確認し、企業の革新的プロジェクトの 1 つを検討することで、その知財実務を確認する。その際には、高機能の INPI ツールを使用する。

この診断は、確認されたニーズに合わせてコーチングのテーマを決定するのに役立つ。

(3) 個別コーチング

エキスパート（知財コンサルティング、経営戦略アドバイザー、INPI のエキスパート、弁護士など）によって、特に当該企業に関連するトピックに特化した、4 つのカスタムメイドの研修が行われる。

各コーチングは半日で、希望があれば企業はすべての従業員を研修する。

(4) 個別評価

INPI のエキスパートが、企業に出向いて受講した研修及び改善行動の現状を評価し、企業が短・中期の行動計画を作成するのを支援する。

(5) 最終集合ワークショップ

すべての参加企業、INPI のエキスパート及び知財メンターとともに、研修及び各企業の経験のフィードバックについて議論し、模倣品等の知財または革新的技術に関する現在のトピックについて話し、参加者が採用した新しい実務について議論する機会である。

4. マスタークラス開始から 18 カ月目の成果のフィードバック

INPI は、2014 年に本プログラムを始動し、現在までに 145 社の受講があった。本研修により、INPI は、トップマネジメント、マネージャーおよび他の協力者（法務部門、研究開発部門、マーケティング部門、製造部門等）が、以下の効果を得たものと考えている。

- * 企業の戦略をサポートするために、知財をより深く理解し、知財に対する信頼が高まった。
- * 様々な経験について情報交換をしたことで、企業の知財管理の内容が豊かになった。
- * 多くの講師の専門知識や経験から得られるメリットがあった。
- * 従業員に研修を受けさせることで、企業のための知財の重要性を認識させることができた。
- * トレーサビリティ・システムを実施できた。
- * 企業内の知財案件照会先を確認し、知財部門の従業員を雇用した。
- * 従業員のために更に特別の知財研修に申込をした。
- * ライセンスの再交渉を行った。
- * 特許等の産業財産権の出願を行い、国際的な戦略（外国出願）を策定した。
- * 税関の水際取締を要請した。⁽²⁾⁽³⁾



III. フランス模倣品対策全国委員会による知財教育

（フランス INPI 経済活動部門 フランス模倣品対策全国委員会コーディネーター Stéphanie LEGUAY）

1. はじめに

フランス模倣品対策全国委員会（Comité National Anti Contrefaçon français (CNAC)）は、知的財産に関する公共部門及び民間企業の活動者を集めた情報機関である。同委員会の目的は、模倣品との闘いを促進することである。

同委員会は、知的財産権の集合、例えば、著作権、著作隣接権、特許権、商標権、意匠権、ならびに、原产地表示、植物新品種等の権利侵害を防止するために、様々な行政機関及び産業活動及び文化活動に従事する多様なセクターの代表者によって行われている活動を統合している。さらに、同委員会は、政府－産業界間の協議や情報交換を可能にするものもある。

CNAC は、行政機関、産業団体、芸術家協会、企業から構成され、伝統的に国会議員が委員長となる。2013 年 7 月からは、フランス上院（元老院）議員である Richard YUNG 氏が CNAC の委員長を務めているが、事務局は INPI により運営されている。

CNAC の使命の一つは、産業界の情報を統合する活動、消費者の意識を啓発する活動、及び模倣品発見業務の教育活動を発展させることである。本年も、CNAC の公的及び民間のパートナーたちは、個別に又は協力して、活動を行っている。

2015 年は、四半期ごとに講演会のサイクルが開始する。誰でも参加可能なこの会議は、定期的に、知的財産分野及び模倣品対策分野における有資格者の意見を聴く機会を与えるものである。

一般の人々の関心を高めるために、毎年夏にキャンペーンが企画されている。このキャンペーンの目的は、消費者に、知的財産の権利侵害がもたらす重大な結果を認識してもらい、公権力が知的財産の権利侵害の取り締まりを行う際にその活動を支持してもらうことである。2014 年には、インターネット上の権利侵害による重大な結果に関する啓発活動をおこなった。この活動は、3 つの部分に分かれる。すなわち、銀行データの盗難、組織犯罪の資金調達、消費者及び社会環境のセキュリティリスクである。上記に関する資料は CNAC のホームページ (cnac-contrefacon.fr) で閲

覧可能である。これらのメッセージは、消費者が思慮分別のある行動をするためのアドバイスや警告であり、知的財産の権利侵害による様々な帰結を示すイラスト入りの情報としても発信されている。

2. 公共部門の取り組み

経済・財務省財務総局は、知的財産権の保護と権利侵害対策に関する国際的な法規制の展開を扱った刊行物「知的財産と権利侵害対策」を作成した。この刊行物は、企業や弁理士だけではなく、行政機関も対象とするものである。

http://www.tresor.economie.gouv.fr/12914_revue-propriete-intellectuelle-et-lutte-anti-contrefacon-2016

INPIは、『Contrefaçon, non merci』という国営の情報センターの運営を行っている。このセンターは、「INPI ダイレクト」と称され、消費者、専門業者（そのうちの大半は中小企業である）、ジャーナリスト、学生等からの知的財産の権利侵害に関する問い合わせに応じている。センターは、権利侵害に関連して、月平均400件以上の電話による問い合わせを受け付けている。更に、フランス全土だけではなく国際的にも、あらゆるタイプの公的機関の認識を高めるために、INPIの各地域代表団のチームが協力者とともに、多数のワークショップ、講演会、討論会を組織する、または、参加している。これらのセッションには、模倣品対策にかかわる主要な発言者（税関、INPI、フランス競争・消費・不正抑止総局 (DGCCRF)⁽⁴⁾、フランス企業総局 (DGE)⁽⁵⁾、フランス地域圏企業・競争・消費・労働・雇用局 (DIRECCTE)⁽⁶⁾、フランス商工会議所 (CCI)⁽⁷⁾、フランス政府対外貿易顧問委員会 (CCEF)⁽⁸⁾、同業者連盟、等）が出席し、中小企業経営者の質問に回答する。これらの講演会等のテーマは、一般的な規制に関するものもあれば、特定の活動のセクターに関する場合もありうる（例えば、クリエイティブ産業、ソフトウェア、保健衛生製品、玩具・幼児関連製品、等）。

最後に、2015年から、twitter (@cnac_inpi) で、委員会メンバーの現状を中継し、模倣品対策と知的財産に関する一般的情報を提供している。

3. 民間企業の取り組み

フランス建設業連盟 (FFB⁽⁹⁾) をお手本として、い

くつかの同業者連盟は、刊行物《Contrefaçon & non-conformité: ayez les bons réflexes!》を通じて、連盟加入者の意識を高めるために、協力して努力している。たとえば、12個のQ&Aで、回避すべき罠と頼りになるパートナーを確認して購買戦略を安全なものとしている。また、業者のための見本市のショーケースで、模倣品・不適合品の具体例を展示している。

Unifab（全セクター200の企業を統合する団体）は、知的財産権の保護を促進する必要から、未来の消費者の意識を高めるために、学校で知財教育プログラムを実施している。さらに、この活動の成果を証拠として示し、市民教育のプログラムに「知的財産」のテーマを導入するように働きかけるために、教育省に対するコンタクトが予定されている。

なお、同団体は、パリの偽物博物館も運営している。この博物館は、非常に幅広い分野の製品の真正品と模倣品を展示して、入場者が両社の相違点を学習できるようにしている。

4. むすび

具体例を挙げればきりが無いが、知的財産の教育に関してはなお非常に多くの課題が残されている。

最近、欧州連合知的財産庁 (EUIPO) の知的財産権侵害の欧州オブザーバーが、欧州連合加盟国の教育システムにおける「知的財産」の地位に関する研究結果を発表した。この研究によれば、ヨーロッパの学校教育課程において、知的財産権が導入されているのがごくわずかであることを認めざるを得ない。

この事実を確認するところから出發して、今日では、全ての学校教育のプログラムにおいて、知的財産権の教育をさらに取り入れるように、各加盟国の担当大臣の意識を高めようとしている。欧州連合オブザーバーのワーキンググループにおいてフランスを代表しているCNACは、この活動の主導権を大きく握っており、良い方向に進むようにあらゆる影響力を行使する所存である。



N. 知識移転専門家のための公認および証明 (ヨーロッパ知識移転協会 (EuKTS) マネージング・ディレクター Kristin SPECK)

1. EuKTS の紹介

EuKTS (European Knowledge Transfer Society : ヨーロッパ知識移転協会) は、ヨーロッパ全土さらにヨーロッパ以外で知識移転専門家の標準および認識を高めることを目的として、認証の枠組みを設計するために、欧州共同体 (EU) が資金を提供して始まった新たな取り組みである。

制度の設計段階および成功した試行段階の後、EuKTS は、新規加盟国および重要なパートナー（特に、フランス INPI 等の各国特許庁）のサポートにより、初の公認および証明サービスを最近開始した。

EuKTS は、現在、ベルギー、チェコ共和国、フランス、ハンガリー、およびルクセンブルグにオフィスを有する。

このように、EuKTS は、現在、知識移転専門家に対して国際的に認められた証明を与え、研修プログラムを公認するための良質な研修の枠組みを提供する。

2. 独自の証明・公認の枠組み

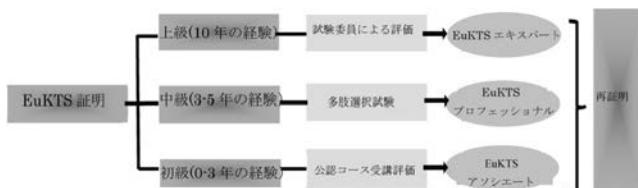
EuKTS の証明の枠組みは、あらゆる知識移転専門家の目標グループ、すなわち、専門家のネットワーク、産業界、研修提供者、特許庁を含む公的機関等を代表して、最初のコンソーシアムにおいて集合した 9 カ国 15 組織の専門家グループからの提案に基づくものである。EuKTS の枠組みは、最新の実務および職業として成長・発展するにしたがって変化する専門家のニーズを反映するように、修正・更新可能なシステムである。

このように、権威を有し、品質が高く、独立性があり、包括的な枠組みであり、多国籍かつ高水準の専門知識に基づく点で、EuKTS 証明システムは独自のシステムである。基礎からエキスパート・レベルまで知識移転専門家のあらゆるキャリアをカバーするシステムである。EuKTS は独立性が担保されている。それは、すべてのステークホルダーが代表者を有し、公認・証明に関する機能・手続の明確な定義があることで、EuKTS の枠組みにおける利害の衝突を確実に回避できるからである。

3. 8つのコア・コンピタンスに基づく EuKTS の多段階枠組み

EuKTS の枠組みは、国や官民の別に関係なく、あらゆる実務家に必要とされる 8 つのコア・コンピタンス⁽¹⁰⁾に基づくカリキュラム、ならびに高水準の公認・証明手順を含むものである。

- * 情報分析および管理
- * 知的所有権保護
- * 戦略および知財ポートフォリオ
- * 機会評価および価値評価
- * 知識移転およびイノベーション・マーケティング
- * コミュニケーション、交渉、契約
- * 新規事業開拓およびファイナンス
- * プロジェクト管理



前述したように、EuKTS の枠組みは、最新の実務および職業として成長・発展するにしたがって変化する専門家のニーズを反映するように、修正・更新可能なシステムである。

4. EuKTS のメリット

EuKTS は、知識移転セクター（個人および組織）のすべてのステークホルダーに、利益をもたらす。

5. 知識移転実務家のための EuKTS

EuKTS は、知識移転実務家のキャリアパス全体をカバーする専門家標準を提供する。EuKTS 専門家標準は、ヨーロッパ・レベルで開発されたが、世界中で幅広く共通して認められるように、国際的最高レベルの標準となることも検討している。EuKTS の枠組みは、3 レベル（初級、中級、上級）の明確な証明手順を提供し、研修コースを EuKTS 公認することで、知識移転研修の品質を保証するものである。

6. 知識移転研修事業者のための EuKTS

EuKTS は、研修事業者に対して、EuKTS が作成した標準及びガイドラインを満たす場合には、高品質コースの公認を与える。EuKTS カリキュラムが、公認基準と手続の基礎を構成する。これは、研修（初級、

中級) の 2 つのレベルについて、EuKTS の枠組みで提案されたものである。個人に対する初級レベルの証明は、EuKTS が公認した初級レベル・コースの修了を必要とし、中級レベルの証明は、EuKTS の審査によるものとする。

7. 大学及び公的研究機関のための EuKTS

大学及び公的研究機関も EuKTS の枠組みにより、利益を享受できる。EuKTS はヨーロッパ・レベルで知識移転実務家の質および認識を高めることができる。実務家がより高い資格を得て認められることにより、調査結果を評価して活用する能力が高まり、結果として、民間部門において高い効率化や競争力をもたらすことになる。

8. 公的機関、政府及び特許庁のための EuKTS

EuKTS は、公的機関や政府にとって、知識移転セクターの展望を得るために信頼性が高いパートナーである。EuKTS は、利害の衝突がない総合的に強力な資格の枠組みにより、イノベーション政策担当者に知識移転システムをサポートできるツールを提供する。

9. 民間企業のための EuKTS

民間企業は、全てのレベルの実務家について高品質の証明を得ることができ、民間の研究開発センターのパフォーマンスを強化し、公的部門との協力関係を改善することにより、利益を得ることができる。知識移転事業に関して共通のビジョンを有することで、国際的な移動を含む官民間の情報交換および連繋を促進するだろう。⁽¹¹⁾



注

- (1) その他の詳細については、知財研修部部長 Sébastien Levan (slevan@inpi.fr) にコンタクトするか、twitter (S_Levan) をフォローされたい。
研修の申し込みは、以下で可能である。
https://www.inpi.fr/fr/formations?field_formation_filter_date=tocom
- (2) 18ヵ月間の実施結果における重要な数字は以下の通りである。
研修受講 145 社 すなわち、600 名以上の協力者が生まれた。
個別のコーチング 580
産業財産権の出願、知財従業員の雇用、知財関連条項を有するより強力な契約等
- (3) その他の詳細については、プロダクト・マネージャー Caroline BIGOT (cbigot@inpi.fr) にコンタクトするか、以下のホームページを参照されたい。
www.inpi.fr
- (4) Direction générale de la concurrence, de la consommation et de la répression des fraudes
- (5) Direction générale des entreprises
- (6) Directions régionales des entreprises, de la concurrence, de la consommation, du travail et de l'emploi
- (7) La Chambre de Commerce et de l'Industrie
- (8) Les conseillers du commerce extérieur de la France
- (9) Fédération Française du Bâtiment
- (10) コア・コンピタンスとは、競合他社を凌駕するような企業の核となる能力のことである。
- (11) 応募者またはステークホルダーとして EuKTS の活動に関心がある場合には、info@eukts.eu またはウェブサイト eutks.eu にコンタクトされたい。

(原稿受領 2016. 5. 16)